

令和 7 年箱根町新春の集いを開催

令和 7 年の年の初めに、新春を賀するとともに、本町発展のために尽力された方や善行・徳行のあった方々の表彰を行う「新春の集い」を次のとおり開催しますので、出席を希望される方は、事前に申し込んでください。

【日時】

令和 7 年 1 月 7 日（火）10 時～

【場所】

湯本富士屋ホテル コンベンションホール

【主な内容】

- ・ 町長新年のあいさつ
- ・ 来賓祝辞
- ・ 箱根町自治功労者等表彰式
- ・ 特別アトラクション

※ 飲食の提供はありません。

※ 式典中、出席者同士の歓談の時間は設けません。

【申込方法】

総務防災課庶務係へ、12 月 2 日（月）から 12 月 13 日（金）までの期間内に、電話で申し込んでください。なお、期限後の出席の申込みは、受け付けません。

【その他】

出席の際は、できる限り公共交通機関を利用してください。

申込・照会先 総務防災課庶務係 電話（85）9561

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
☆箱根町公式 LINE で発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）
～ 裏 面 も ご 覧 く だ さ い ～



マイナンバーカード専用

休日窓口開設

新規申請写真不要！ 郵送受け取り可！

マイナンバーカードの交付を推進するため、休日でなければ窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。

既に申請済のカードの受け取りや電子証明書の更新・発行、カードの新規申請ができます。新規申請ではオンライン申請サポートも行いますので、写真がなくてもカードが申請でき、カードを郵送で受け取ることも可能です。

開設日時

12月	15日（日）	8：30～12：00
1月	25日（土）	8：30～12：00

【場 所】 役場本庁舎2階 町民課窓口

【取扱業務】

- （1）マイナンバーカードの申請・受け取り
- （2）電子証明書の更新・発行 など

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。
ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先 町民課窓口係 電話（85）7160

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和6年11月25日発行】

木造住宅無料耐震相談会を利用してみませんか？

近年地震の頻発化により旧耐震基準の木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前建築の木造住宅）の倒壊被害が危ぶまれています。

神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力を得て、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。耐震相談会では、建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全であるのか、この機会に確認してみましょう。

【簡易診断とは】

建築確認通知書や平面図を用いて、図面上で耐震性の有無を判定します。

※あくまで簡易診断なので、正確な耐震性の有無を知りたい方は、簡易診断の後に、一般耐震診断（町補助制度あり）を受けることを推奨します。

【対象の住宅】

- ①町内に所有かつ居住している住宅
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造で平屋・2 階建ての住宅
- ③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの

【日時・場所】

日時：12 月 18 日（水）13 時 30 分～15 時 30 分

場所：さくら館 2 階会議室

＊相談時間は 1 棟につきおおむね 1 時間です。

＊上記の日時・場所では都合が合わない場合は相談してください。別途個別に調整します。

【申込方法・期限】

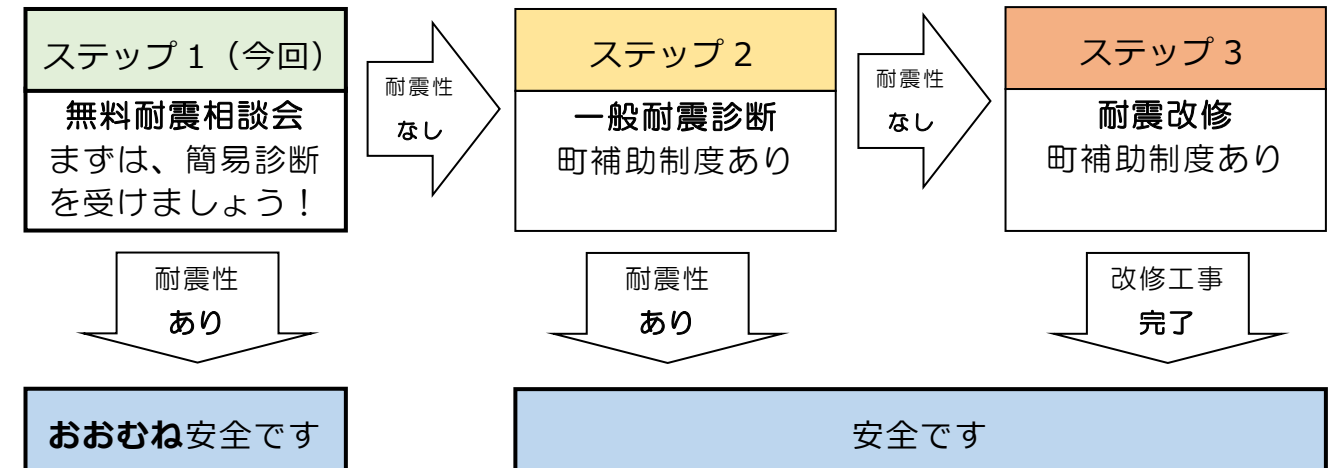
都市整備課窓口もしくは電話にて申し込んでください。

申込期限：12 月 11 日（水）12 時 完全予約制

○相談会には、建築年や建物の概要が分かるもの（建築確認通知書、建物の平面図や間取図、内観や外観の写真など）を用意してください。

図面などが無い場合でも相談は可能です。申込時に担当者に伝えてください。

【地震に強い家にするためのフロー】



【昭和 56 年以前に建築された木造住宅はなぜ危険？】

現在の耐震基準（※）が導入される以前のものであるため、大規模な地震に耐えられない住宅が多いと言われています。

最大震度 7 を観測した令和 6 年能登半島地震では、約 2 万 8 千棟の家屋が全壊・半壊したとされており、被災地は木造住宅が多く、その中でも、昭和 56 年の建築基準法改正前の旧耐震で建てられた木造住宅の多数が倒壊していると報道されています。

このことから、現在の耐震基準（※）が導入される以前の昭和 56 年以前の住宅にお住いの方は耐震診断を行い、耐震性を確認することが求められています。

※現在の耐震基準…震度 5 強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷を受けず、極めてまれに発生する大規模地震（震度 6 強～震度 7 程度）に対して、生命の危機を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標として定めた基準のこと。

★詳しくは役場ホームページ、または都市整備課へ問い合わせてください。

箱根町役場ホームページ → 緊急・防災・消防 → 耐震 → 無料耐震相談会実施のお知らせ を確認してください。

申込・照会先 都市整備課景観推進係 電話（85）9566

箱根町高齢者の保健事業と 介護予防の一体的な実施事業

「固いものが食べにくくなった」「水分を飲んでむせることがある」などの
お口の悩みがある方へ

1 口腔ケア訪問指導について

歯と口の状態が悪くなると、栄養をとりにくくなる、誤嚥性肺炎を起こしやすくなるなど、身体機能の衰えにつながりやすく、全身の健康に悪影響を及ぼします。

歯科衛生士による訪問指導を受け、口腔ケアの正しい方法を知って、いつまでもおいしく、楽しく、安全な食生活を送りましょう。

【内容】

歯科衛生士がご自宅（もしくは近隣の町の施設）に4回（1か月に1回程度）訪問します。

1回目	（初回は、町職員と歯科衛生士が伺います。） 口の中の様子、歯磨き方法、噛む力や飲み込む力、お口について困っていることを歯科衛生士と共有し、目標、改善計画を立てます。
2・3回目	日ごろのケア方法、お口の状況を確認します。
4回目	目標が達成できたかどうか評価します。 今後の口腔ケア方法の確認をします。

「3食きちんと食べられていない」「体重減少がある」など、
栄養状態の低下がみられる方へ

2 栄養訪問指導について

高齢期の低栄養状態は、筋肉量の減少、心身機能の衰えにつながります。

管理栄養士による訪問指導を受け、低栄養状態になるのを予防し、いつまでも「食」を楽しみ、自立した生活を送りましょう。

【内容】

管理栄養士がご自宅（もしくは近隣の町の施設）に4回（1か月に1回程度）訪問します。

1回目	（初回は、町職員と管理栄養士が伺います。） 食事の状況や栄養状態、食事について困っていることを管理栄養士と共有し、目標、改善計画を立てます。
2・3回目	日ごろの食事の状況、栄養状態を確認します。改善計画に沿って、指導を受けます。
4回目	目標が達成できたかどうか評価します。 今後の食事、栄養摂取について確認をします。

問合わせ・申し込み先 福祉課高齢福祉係 0460-85-7790

イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。

神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

6 年度 10 月末現在地域別捕獲頭数

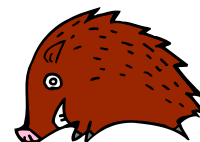
(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	0	4	2	2	10	18	わな 18、銃器 0
ニホンジカ	4	3	12	22	62	103	わな 94、銃器 9

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのにおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大事です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために（町ホームページ）

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

12 つくる責任
つかう責任



譲ってください

(11月11日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料
2146	麻雀牌 こたつ(麻雀用天板)	指定なし	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
e-mail:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp



宮ノ下駐車場長寿命化改良工事に 係る説明会の開催について

宮ノ下駐車場は建設後 30 年以上が経過しており、劣化や雨漏りといった問題が生じているため、今年度より建物の改修工事を行います。

改修工事の内容、工事工程について次のとおり説明会を開催します。

【日 時】

12 月 3 日(火) 19 時～

【場 所】

温泉公民館 3 階 講堂

【内 容】

- ・改修工事説明
- ・工事工程表

【申込方法】

事前申し込みは不要です。



照会先 都市整備課都市計画係 電話(85) 9566